



払いが導入されるなど、国民医療のあり方が大きく変わり、互助会といえどもその影響は無視できず、今後のあり方、長期的展望に立った見直しが必要とされるようになった。

医療保険制度の改革は、国民すべての給付と負担の公平化と、本人の一部負担等の導入により医療費のコスト意識を高めて医療費の適正化を進めることがねらいである。

一方、遅れている我が国予防医療の推進を図ろうとするものである。

これらの趣旨を踏まえつつ、互助会の精神を尊重しながら、今後の互助会のあるべき姿を見出すことは、重要な課題であり、来年度事業計画立案と同時に運営研究会並びに評議員会、理事会において十分な検討がなされる予定である。

資料1 健康保健法等の改正概要

区分	改正後	現行
本人の負担	◎2割負担（61年4月以降国会の承認を得て厚生大臣が告示する日までは1割） 但し都道府県に届け出た保険医療機関の場合、そこでの一部負担金は医療費に応じて、 ・1,500円以下のとき 100円 ・1,501円以上2,500円の時 200円 ・2,501円以上3,500円以下のとき 300円 ・3,501円以上のとき 1割 ○一部負担金の額は、10円未満四捨五入とする。	◎10割給付 但し一部負担金あり 外来 初診料 800円 入院 1日(1月限) 500円
高額療養費制度	◎負担限度額 ・一般 51,000円 低所得者 30,000円 1. 同一月に同一世帯で一部負担金が30,000円以上の者が2人以上いるとき、合算して一世帯につき 51,000円 2. 同一世帯で高額療養費の支給が年4回以上となったとき、4回目以降 一般 30,000円 低所得者 21,000円 ・年4回以上とは、当該4回目又は4回目以上の高額療養費に係る療養のあった月以前の直前の12月以内をいう。 3. 厚生大臣の定める特定疾病療養者 10,000円 ・特定疾病は血友病、慢性腎不全（人工透析） ・保健者の認定を受け「受療証」の交付を受けるものとする。 *高額療養費の支給の基礎となる一部負担金等の額は従来どおりレセプトを単位とする。	◎被用者保険 本人（低所得者） 15,000円 家族 51,000円 ＊（低所得者） 15,000円
高額療養費に対する融資制度	◎高額療養費融資制度の導入 高額療養費相当額を貸し付ける制度を創設（無利子） ・実施時期 59年10月1日	
特定療養費	◎特定承認保険医療機関で高度の療養を受けた場合（心臓移植、ガンの温熱療法等を予定） ◎保険医療機関等につき、被保険者又は被扶養者の選定に係る特別の病室の提供、その他厚生大臣が定める療養を受けた場合 ・特別の病室の提供 ・前歯部の鑲造歯冠修復又は、歯冠継続歯に使用する合金又は白金加金の支給 ○支給額 本人 100分の80 但し昭和61年4月以降国会の承認を得て厚生大臣が告示する日までの間は100分の90 被扶養者 外来 100分の70 入院 100分の80	◎保険医療としては、 保険診療と保険外診療の併存を認めず、 一部の差額徴収については、通知により指導
退職被保険者制度	◎退職者医療制度 1. 対象者 国保加入の退職年金等の受給者とその被扶養者（直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹等で主として退職被保険者により生計を維持するもの） 2. 一部負担金等 本人 2割 家族 3割（入院2割） 3. 財源 保険料 退職被保険者等の保険料 拠出金 被用者保険の拠出金（国庫負担なし） ◎特例退職組合員制度の創設 1. 主務大臣の認可を受けた共済組合にあっては、独自に退職者医療制度を実施する 2. 特例退職掛金は、短期給付に係る掛金及び負担金の合算額を基礎として定款で定める金額 この場合における掛金の標準となるべく給料は、組合の平均給料の2分の1に相当する額の範囲内で定款で定める額 3. 給付内容 医療給付は退職者医療制度と同じ 現金給付は傷病手当金、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金以外の給付	◎国保加入の高齢退職者の場合 一部負担金等 本人 3割 家族 3割 医療費負担 被保険者の保険料 国庫負担
任意継続被保険者制度	◎55歳以上で組合員資格を喪失した者については、60歳に達するまで（60歳に達する前に国保の退職被保険者となりうるときはそのときまで）の間 1. 保険料の前納 (1) 前納は6月間または12月間を単位として行う。 なお、昭和59年9月30日において任意継続被保険者である者については、昭和59年11月から昭和60年3月までの期間について保険料の前納を認める。 (2) 前納は、各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年5分5厘の利率による複利現価法により前納に係る期間の初日から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額を控除した額とする。	◎被保険者期間 2年